

本当にあった相続事例⑭債務免除と贈与税

知人への貸付金は相続財産に

年金生活者の A さん(70 歳)は、最近大病をしたこともあり、相続税対策でご相談にみえました。A さん(70 歳)には、自宅と数千万円の金融資産以外に、知人の B さん(58 歳)に貸付けた 3,000 万円の債権があります。これは事業をしていた B さんが A さんを連帯保証人とするノンバンクからの借入をしたのですが、10 年前に B さんは事業から撤退し、資産を全て売却処分しても残った金額です。A さんの弁済で B さんは自己破産せずに済みました。B さんは A さんに、毎月 5 万円ずつ無利子で元本の返済をする債務弁済契約公正証書を締結しています。万一、B さんが死亡した場合は、B さんの妻および相続人(子供)が返済を継続すると、公正証書にも記してあります。しかし相続対策の相談に訪れた A さんは、この債権も含めると多額の相続税がかかることをはじめて知りました。

債権放棄すると贈与税がかかる

「B への貸付金まで相続財産に加算されると、困ります。あの金は毎月 5 万円ずつきちんと B から返してもらっているけれど、全額回収できないのは明らか。毎月 5 万円の返済だと、元本を完全に回収するまでこれから 50 年かかり、そのころには私は生きていない。なんとかありませんか？」こう相談してきた A さん。B さんに貸した 3,000 万円が A さんの相続財産にならないようにするには、どんな方法があるのでしょうか。

A さんは債権放棄すれば解決すると思っていました。B さんへの債権を放棄すれば、3,000 万円は A さんの財産とはならなくなります。しかし、A さんが債権放棄すると、3,000 万円を B さんに贈与したものとみなされ、B さんが贈与税を支払うことになってしまいます。

相続税法第 8 条の規定で、対価を支払わないで、又は著しく低い対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合には、その利益を受けた人が、債務免除等が行われた時にその債務免除等に係る債務の金額を、その債務免除等をした人から贈与により取得したものとみなされるのです。

しかし、B さんには贈与税を支払う余裕がありません。自宅は賃貸物件で主な保有財産はなく、毎月の生活費から 5 万円ずつ返済するのがやっとという状態です。B さんに贈与税を支払う資力が無い場合は、A さんが、その贈与税を負担することになります。この贈与税は貸付金にかかる相続税よりも高くなるかも知れません。

弁済が困難だとされた価額分の贈与税は免除されるが

債務免除を選択する状況は、債務者が既に債務超過の状態に陥り、今後返済の見込みがない場合がほとんどです。このため、債務免除による利益を受けた場合であっても、債務者が資力を喪失して弁済能力が著しく低いと判断された場合は、弁済が困難だとされた価額分の贈与税は免除されます。

しかし今のところ、B さんは自己破産もしていないし、遅れずに毎月 5 万円返済しているので、弁済が困難とは言えません。貸付金や連帯保証をしている場合は、事前に家族にその存在を話し、対策を考えておかないと、相続する家族にとっても、思いもよらない負の遺産になりかねません。